

## 船舶事故調査報告書

令和5年4月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月2日 08時45分ごろ
発生場所	和歌山県美浜町日ノ御埼西方沖 紀伊日ノ御埼灯台から真方位255° 1,560m付近 （概位 北緯33° 52.7′ 東経135° 02.6）
事故の概要	遊漁船第十二共栄丸は、航行中、また、プレジャーボートNAKAYAは、船首を東方に向けて漂流中、両船が衝突した。 第十二共栄丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、NAKAYAは、左舷船尾部外板に亀裂を伴う破口を生じた。
事故調査の経過	令和4年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第十二共栄丸、10トン WK2-3972（漁船登録番号）、個人所有 11.99m (Lr) × 4.22m × 1.34m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、平成5年2月19日 第252-18724号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート NAKAYA、1.7トン 252-20418和歌山、株式会社中屋組 7.68m (Lr) × 2.05m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、58.85kW、平成7年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 34歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年5月28日 免許証交付日 令和2年1月23日 （令和7年8月2日まで有効） B 船長B 46歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年12月11日 免許証交付日 令和2年12月11日 （令和7年12月10日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北西流約1.0ノット (kn)、水温 約27℃ 太陽の高度及び方位：高度 32.7°、方位 121.5°</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年10月2日05時15分ごろ日ノ御埼南方沖のエドヤマと称する釣り場に向けて和歌山県日高町阿尾漁港を出航した。</p> <p>A船は、07時00分ごろまでエドヤマで釣りを行った後、07時10分ごろ日ノ御埼西方沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に移動した。</p> <p>A船は、船首を北方に向け、船長Aは操舵室で操船に当たり、釣り客は左舷側に左舷方を向いて3人、右舷側に右舷方を向いて2人がそれぞれ甲板上に設けられた座板に座り、機関を中立として流し釣りをを行い、潮流で北西方に約5分圧流されると潮上りすることを繰り返していた。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、潮上りしようと手動操舵により約7knの対地速力で、時折船首方とGPSプロッターのポイントを見ながら右旋回中、08時45分ごろ衝撃を感じて船首方を見たところ、転覆しているB船を認め、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船を後進させてB船から離れ、操舵室から船首方に移動して前方を見たところ、転覆したB船の近くの海面にB船の乗船者3人が浮いているのを認め、A船を接近させて釣り客と共にその3人をA船に引き上げた。</p> <p>船長Aは、近くにいた僚船に本事故の発生を連絡するとともに、08時54分ごろ118番通報して、阿尾漁港に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人等2人（以下「同乗者B<sub>1</sub>」及び「同乗者B<sub>2</sub>」という。）を乗せ、釣りの目的で、06時00分ごろ日高町小浦埼北北西方の釣り場に向けて和歌山県由良町由良港所在のマリーナを出航した。</p> <p>船長Bは、07時00分ごろまで小浦埼北北西方沖で釣りを行った後、日ノ御埼北西方沖の通称トフという釣り場に向かっていたところ、本件釣り場に3隻の遊漁船を認め、本件釣り場付近で釣りを行うこととした。</p> <p>B船は、08時00分ごろ、本件釣り場付近において、3隻の遊漁船から約500m東方に離れて船首を東方に向け、船長Bが左舷船尾部で、同乗者B<sub>1</sub>が操舵室左舷側後方で、同乗者B<sub>2</sub>が同室左舷側前方でそれぞれ左舷方を向いて、機関を中立として流し釣りを始め、潮流</p>

で北西方に約10～15分圧流されると潮上りすることを繰り返していた。(図1参照)



図1 B船の乗船者位置図

船長Bは、釣り中、2隻の遊漁船が、B船の左舷船尾方からB船の左舷方約50mを通過し、本件釣り場を離れて和歌山県御坊市日高港の方に東南東進して行ったのを見た。

船長Bは、その後、A船が、B船の左舷船尾方から東南東進するのを認め、2隻の遊漁船と同様にB船の左舷方を通過して行くと思い、下を向いて釣りの準備をしていたところ、同乗者B1の「船」という声を聞いて顔を上げた際、左舷船尾方に接近するA船を認めたが、どうすることもできず、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突し、B船が右舷方に転覆した。

船長Bは、衝突直前に船尾方に飛び込み、同乗者B1及び同乗者B2は、B船の転覆と同時に船外に投げ出された。

B船は、来援した僚船に阿尾漁港へえい航された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船状況、写真3 A船の機器配置、写真4 B船、写真5 B船の損傷状況 参照)

#### その他の事項

A船は、本事故当時、船首浮上等による船首方の死角は生じていなかった。

船長Aは、本件釣り場で釣り中、2隻の遊漁船と少し離れた位置にB船を認めていたが、近くで流し釣りをしている2隻の遊漁船の動向に意識が向いていて、2隻の遊漁船が本件釣り場から離れた際、B船の存在を失念し、本件釣り場に他船はいないと思い込んでいたと本事故後に思った。

船長Aは、本事故当時、目視により見張りを行っていたが、右旋回中に南東方からの太陽光により旋回先の見えにくさを感じていた中、周囲に他船はいないと思い込んでいたので、B船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。

船長Aは、南東方からの太陽光により旋回先の見えにくさを感じていたので、サングラスをしていれば良かったと本事故後に思った。

船長Bは、3隻の遊漁船が近くで流し釣りを行っていたので、3隻は仲間だろうと思っていた。

同乗者B1は、釣り中、A船を見ていたところ、右旋回してB船に向かってくるのを認め、船長Bに「船」と声を上げた。

	<p>船長Bのいた左舷船尾部から操舵室へ移動して船体を移動させるまでに約8～10秒の時間が必要であり、船長Bにとっては、A船のB船への接近を認めてから、操舵室へ移動してB船を動かしてA船を避けることは難しい状況であった。</p> <p>B船の乗船者は、全員自動膨張式の救命胴衣を着用しており、落水後、全員の救命胴衣が膨張して、海面に浮上した。</p> <p>B船には、汽笛がなく、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段も備えていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、日ノ御埼西方沖において、A船が太陽光により旋回先の小型船を視認しにくい中を潮上りの目的で右旋回中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、時折船首方とGPSプロッターのポイントを見ながら航行したことから、前路で漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、2隻の遊漁船と少し離れた位置にB船を認めていたが、近くで流し釣りをしている2隻の遊漁船の動向に意識が向いていたことから、2隻の遊漁船が本件釣り場を離れた際、B船の存在を失念して本件釣り場に他船はいないと思い込んでいたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、南東方からの太陽光により旋回先が見えづらい状況下、サングラスを着用せずに操船に当たったことから、漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、日ノ御埼西方沖において、船首を東方に向けて漂泊中、船長Bが、左舷船尾方から東南東進するA船を認めたが、先に本件釣り場を離れた遊漁船2隻と同様にB船の左舷方を通過して行くと思い、釣りの準備を行いながら漂泊を続けたことから、左舷船尾方に接近するA船を認めたが、どうすることもできず、右旋回中のA船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船がB船の左舷船尾方から東南東進するのを認めた際、2隻の遊漁船とA船は仲間だろうと思っていたことから、A船も本件釣り場を離れた2隻の遊漁船と同じようにB船の左舷方を通過して行くと思ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日ノ御埼西方沖において、A船が太陽光により旋回先の小型船を視認しにくい中を潮上りの目的で右旋回中、B船が船首を東方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、時折船首方とGPSプロッターのポイントを見ながら航行し、また、船長Bが、先に本件釣り場を離れた遊漁船2隻と同様に、A船がB船の左舷方を通過すると思い、釣りの準備を行いながら漂泊を続けたため、</p>

	両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、前路に他船はいないと思うことなく、特定方向だけに意識を向けず、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行中、太陽光によりまぶしさを感じた場合はサングラス等を着用するなどしてまぶしさを軽減する措置を採ること。</li> <li>・ 船長は、漂泊中であっても、周囲を航行する船を認めた場合、自船に気付かずに航行している場合があるので、他船が漂泊船を避航してくれると思わず、確実に航過して行くまで、継続的に見張りを行うこと。</li> <li>・ 長さ12m未満の船舶は、汽笛及び号鐘を備えていない場合、携帯式エアホーン等を備えて有効な音響による信号の注意喚起を行うなど衝突を避けるための措置を講じること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

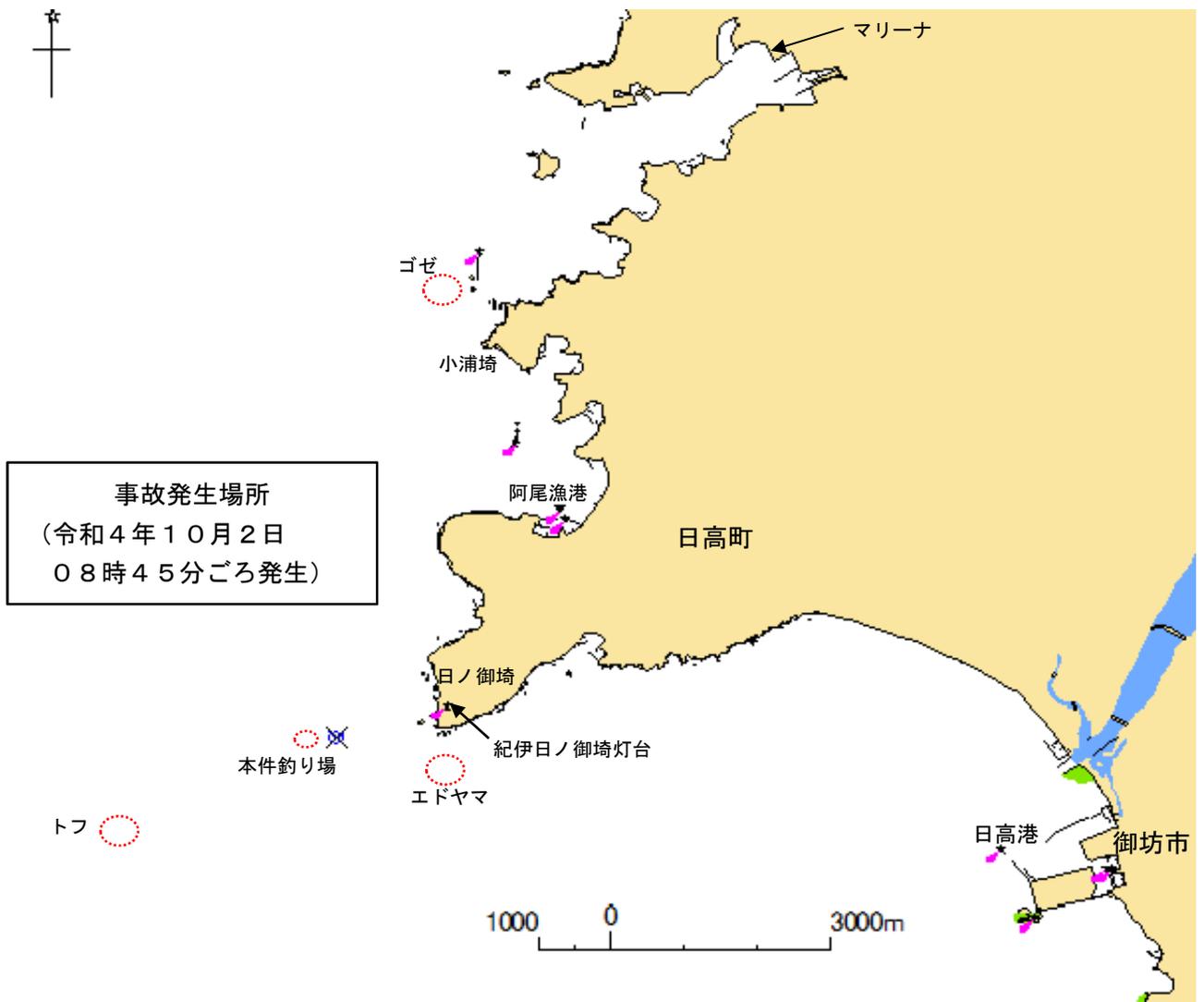
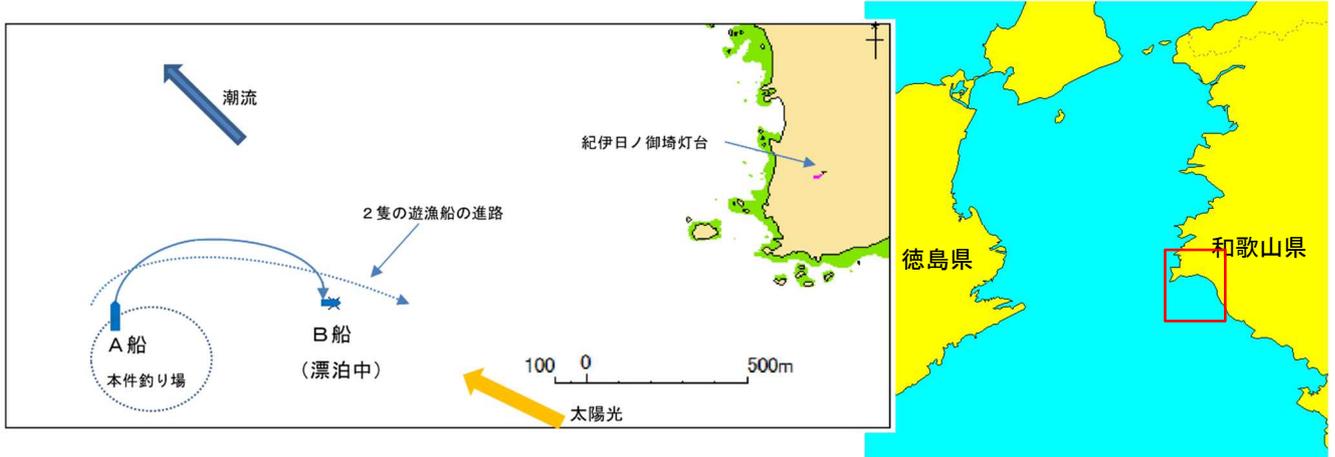


写真1 A船



写真2 船長Aの操船状況



写真3 A船の機器配置



GPSプロッター

レーダー

写真4 B船



写真5 B船の損傷写真

